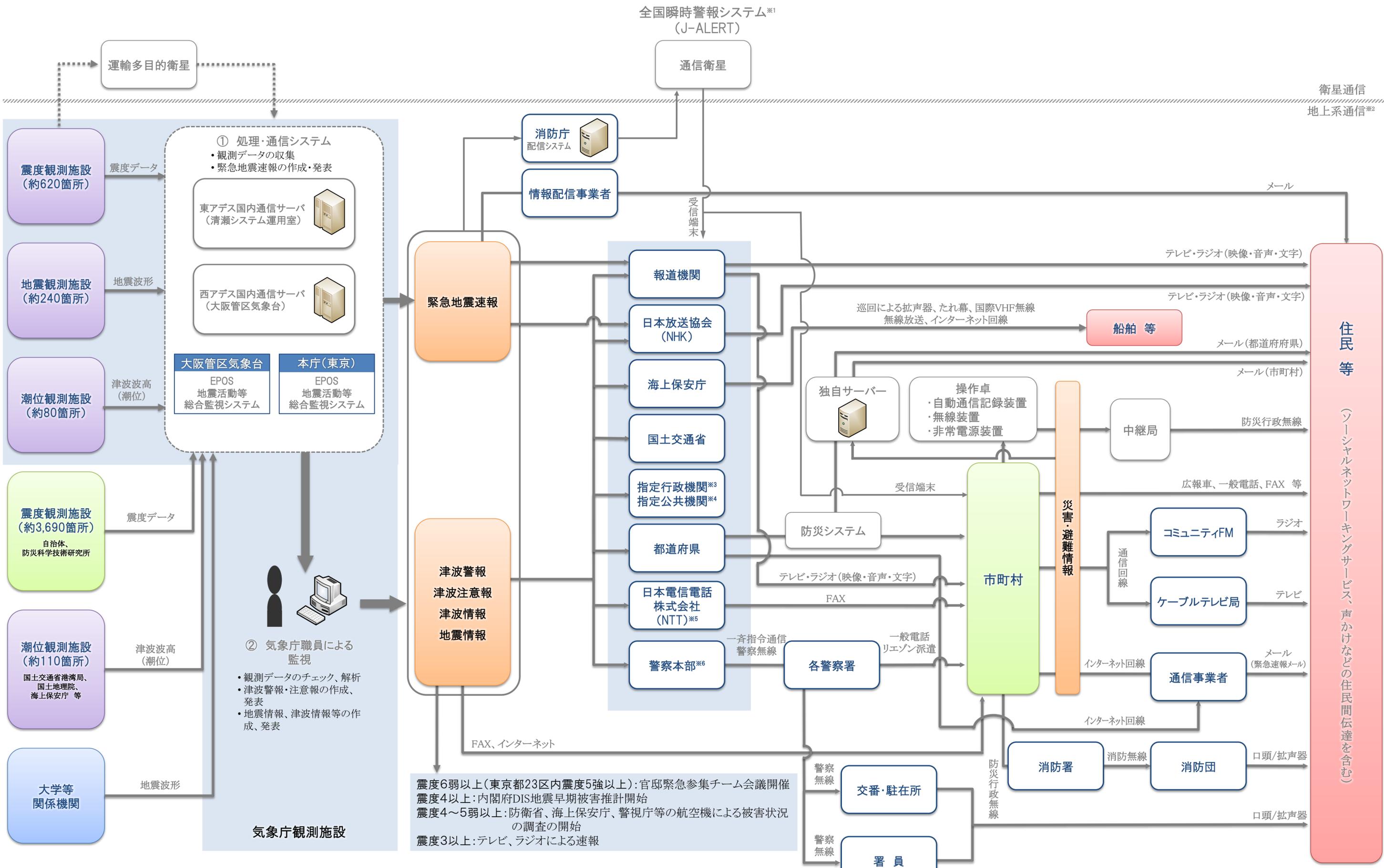


津波に関する一連の情報伝達(全体像)



※1 全国瞬時警報システム(J-ALERT)業務規程では、地方公共団体の他に、指定行政機関(気象庁等)、指定地方行政機関(管区警察局等)、その他の国の機関(裁判所等)及び指定公共機関(NHK等)のうち国民保護運用室長が認めるものについて、J-ALERTの情報受信機関の対象に加えている。

※2 地上系を補完する衛星通信(地上系未整備地域・海域・災害時の予備等)を含む。

※3 国の機関及びその地方機関などを示す。

※4 交通機関・ライフラインなどを示す。

※5 日本電信電話会社(NTT)は津波警報のみ伝達する。

※6 気象庁からの情報は、警察本部だけではなく管区警察局にも伝達される。各警察署への情報は警察本部から伝達される。

【備考】
○気象業務法
第15条 気象庁は、(略)気象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、警察庁、海上保安庁、国土交通省、日本放送協会又は都道府県の機関に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、警察庁及び都道府県の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村に通知するように努めなければならない。

3 前項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させるように努めなければならない。

6 第1項の通知を受けた日本放送協会の機関は、直ちにその通知された事項の放送をしなければならない。

出典: 気象庁資料
地域防災計画における津波対策強化の手引き(平成10年3月)/国土庁、農林水産省構造改善局、農林水産省水産庁、運輸省、気象庁、建設省、消防庁
消防の動き(平成21年3月)/総務省消防庁
海上保安庁防災業務計画(平成19年4月)/海上保安庁
北海道警察津波予報等伝達要領/北海道警察、津波警報等の伝達容量について/大阪府警察、愛知県津波警報伝達要領/愛知県警察
Lastcom News「東日本大震災津波被害下の若手県における通信手段について」/財団法人自治体衛星通信機構